

労働者派遣のマージン率等に係る公開資料

令和4年6月
株式会社エイアールティ

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します
(対象：令和2年度（令和2年9月～令和3年8月）)

- | | |
|--|------------|
| 1. 派遣労働者数 | 期末現在 3名 |
| 2. 労働者派遣の役務の提供を受けた会社の数 | 4社（通年） |
| 3. 労働者派遣に関する料金の平均額 | 26,904 円/日 |
| 4. 派遣労働者の賃金額の平均 | 15,679 円/日 |
| 5. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 | 41.7% |

6. 教育訓練に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 TEL：045-482-7791

訓練の内容	対象者	方法	主体	費用負担	賃金支給	一人当たりの平均実施時間 (時間)
新規採用者訓練	雇用者全員	OFF-JT	弊社	無償	有給	8
OA機器操作訓練	雇用者全員	OFF-JT	弊社	無償	有給	8
システムテスト基礎	技術者全員	OFF-JT	弊社	無償	有給	16
通信技術基礎	技術者2年目以降全員	OFF-JT	弊社	無償	有給	8
リーダー就任研修	技術者3年目以降全員	OFF-JT	弊社	無償	有給	4
ビジネススキル研修	技術者4年目以降全員	OFF-JT	弊社	無償	有給	4

7. 派遣労働者の待遇決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している（協定の有効期間終期 令和5年3月31日）

協定対象労働者の範囲（派遣先でプログラマー・テスター業務に従事する従業員）

* マージン率とは

派遣先より株式会社エイアールティに支払われる派遣料金から派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

<マージンに含まれる項目>

会社運営費用	社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、 雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
	退職金引き当て	中退共への積立費用
	有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）
	就業管理費用	人材派遣に関連した総務及び労務管理費用
	営業費用	人材派遣関連営業活動における人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
	営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益